

富田林市市民公益活動支援センター業務 受託事業者募集要項

本市が実施する富田林市市民公益活動支援センター業務の受託事業者を選定するため、「富田林市市民公益活動支援センター業務にかかるプロポーザル方式実施要領」に基づき、本業務の受託候補者を募集します。

なお、この要項におけるプロポーザル方式とは、一定の条件を満たす事業者を選定し、業務にかかる発想、課題解決方法、実施体制等に関する企画提案を受け、提出された書類等を基に提案者の創造力、技術力、経験等を総合的に審査し、業務の履行に最も適した受託候補者を選定する方式をいいます。

1. 業務の概要

(1) 業務名称

富田林市市民公益活動支援センター業務

(2) 業務目的

本業務は、市民公益活動支援センター業務を民間事業者に委託することにより、有する専門知識並びに技能などに基づいた市民公益活動団体の支援相談や情報収集発信、啓発、交流、活動促進のための場所等の提供、多様な主体の間をつなぐマッチング・コーディネート及びネットワーク形成を行うことを通じて、人口減少と少子高齢化の急速な進展の中で、市民公益活動の特性を活かし、地域の活性化を図ることを目的とします。

(3) 業務内容

本業務標準仕様（別紙）通り

(4) 業務期間

令和7年7月1日から令和10年6月30日まで

(5) 提案限度額

25,496,000円（税込。上記、業務期間にかかる分）

2. 実施方式

公募型プロポーザル方式

3. 応募資格要件

次のすべての要件を満たしていることとします。

- ①富田林市指名競争入札参加資格者名簿に登録されており、市から指名停止を受けていないこと。
- ②会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- ③民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

- ④地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- ⑤国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ⑥富田林市暴力団排除条例（平成２５年富田林市条例第３０号）第２条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- ⑦本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることが出来る者であること。
- ⑧個人情報の機密情報等の取扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用がおこなわれていること。
- ⑨本業務を一括再委託しない者であること。なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが、判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。また、同一事業者や関連事業者などで、適正な競争性が阻害されるおそれがある場合は、その参加資格を取り消すことができるものとする。
- ⑩その他、法令等に違反していないこと、又は違反する恐れがないこと。

４．日程（実施スケジュール）

本プロポーザル方式の実施にかかるスケジュールは次の通りとします。なお、説明会は実施しません。

項目	日程
募集要項等の交付	令和７年４月２５日（金）午前９時から 令和７年５月１６日（金）午後５時３０分まで
質問の受付	令和７年４月２５日（金）午前９時から 令和７年５月２日（金）午後５時３０分まで
質問に対する回答公表	令和７年５月８日（木）
応募申請書等の提出受付	令和７年４月２５日（金）午前９時から 令和７年５月１６日（金）午後５時３０分まで
審査及び受託候補者選定日	令和７年５月２５日（日）午後６時から

５．募集要項等の交付

（１）交付方法

募集要項等の交付は、事務局の窓口または市ウェブサイトで行います。

※各種申請書類等は、市ウェブサイトからダウンロードできます。

〈事務局〉 富田林市 市民人権部 人権・市民協働課（すばるホール４階）

住所 〒５８４－００８４ 大阪府富田林市桜ヶ丘町２番８号

電話番号 ０７２１－２５－１０００（内線４６９・４７３）

電子メールアドレス kyoudo@city.tondabayashi.lg.jp

〈市ウェブサイト（各課のページ「人権・市民協働課」）〉

URL <https://www.city.tondabayashi.lg.jp/soshiki/19/26640.html>

(2) 交付期間〈交付場所：大阪府富田林市桜ヶ丘町 2-8（すばるホール 4 階）〉

令和 7 年 4 月 25 日（金）午前 9 時から令和 7 年 5 月 16 日（金）午後 5 時 30 分

※窓口での交付は、富田林市役所閉庁日を除く午前 9 時から午後 5 時 30 分まで。

6. 質問受付及び回答

本プロポーザル方式の実施にあたり質問がある場合は、事務局あてに電子メールで送信してください。なお、電子メール以外での質問は受け付けしません。

また、次の項目に留意してください。

①電子メールの標題は「質問：市民公益活動支援センター業務」と明記してください。

②質問者名及び担当者氏名、連絡先を明記してください。

③送信データの容量は 3MB 以内としてください。

(1) 質問受付期間

令和 7 年 4 月 25 日（金）午前 9 時から 5 月 2 日（金）午後 5 時 30 分まで

(2) 回答方法

提出された質問事項を全てとりまとめて、市ウェブサイト（各課のページ「人権・市民協働課」）で公表します。

(3) 回答公表

令和 7 年 5 月 8 日（木）午後 5 時 30 分までに公表

7. 応募申請書等の提出

応募者は、下記提出書類を期限までに事務局に持参〈すばるホール 4 階〉、又は郵送（送付先：〒584-8511 大阪府富田林市常盤町 1 番 1 号〈書留郵便に限る〉）してください。

(1) 提出書類

①富田林市市民公益活動支援センター業務応募申請書（様式 1）

②富田林市市民公益活動支援センター業務応募申請に係る誓約書（様式 2）

③富田林市市民公益活動支援センター業務実施計画書（様式 3）

④事業者概要（様式 4）

（添付書類）

ア 定款、寄付行為、規約その他これに類する書類

イ 直近の事業報告書

ウ 直近の活動計算書、貸借対照表

エ 設立趣旨、事業内容のパンフレット等、団体概要が分かる書類

オ 納税義務のある団体については国税及び地方税の納税証明書

⑤事業見積書（様式 5）

(2) 提出期限

令和 7 年 4 月 25 日（金）午前 9 時から令和 7 年 5 月 16 日（金）午後 5 時 30 分

※持参の場合は、富田林市役所閉庁日を除く午前 9 時から午後 5 時 30 分まで。

※郵送の場合は、令和 7 年 5 月 16 日（金）午後 5 時 30 分必着。

(3) 提出部数

各 5 部（正本 1 部、副本 1 部、審査用 3 部）提出してください。

提出された書類等は理由の如何を問わず返却しませんのでご了承ください。

8. 審査について

(1) 審査方法

審査は、「富田林市市民公益活動支援センター業務受託者選定委員会」において行います。提出書類及びプレゼンテーションの内容に基づいて、業務受託候補者を選定し、市長が受託事業者を決定します。

(プレゼンテーション審査について)

- ①審査会場への入場は、3名以内とします。
- ②プレゼンテーションの時間は、準備5分以内、説明20分以内、質疑応答10分以内を予定しています。
- ③プレゼンテーションは、業務内容に沿った業務実施計画提案の概要及びその提案の独自性や特筆できることを説明するものとします。
- ④パソコン等の使用も可としますが、応募申請書等に記載した事項を逸脱した表示や説明は認められません。また、必要な機器は応募者で準備してください（電源及びプロジェクター、スクリーンは市が準備）。

(2) 審査結果の通知

審査結果については、全ての応募者に対して文書で通知し、選定された事業者は市ウェブサイト（各課のページ「市民協働課」）で公表します。

(3) 審査項目

	項目	審査の視点	配点
1	拠点事業所について	拠点として、作業場の広さや交通の便、駐車場などが考慮され利用者の利便を備えているか。	5点
2	ネットワークステーションについて	市内各地に配置され、不特定多数の利用者が平等に利用できるよう工夫されているか。	5点
3	公的連携施設について	公的施設からの協力体制が確保されているか。	5点
4	業務提案	(1)市民公益活動団体支援相談業務	5点
		市民公益活動団体の設立や運営の他、法人化、会計、社会保険などの専門知識を必要とする相談や多様な主体を繋ぐマッチング・コーディネートを行う体制が整っているか。	
		(2)市民公益活動関連情報収集及び発信業務	5点
		SNSや紙媒体などがバランスよく活用されて、各種補助金や団体の活動内容などの情報提供及び発信を行うことができる提案であるか。	
		(3)人材育成・研修講座及び交流会運営業務	5点
		市民公益活動推進と協働を担う人材の育成に資する講座が計画されており、また、活動の幅を広げる研修、交流の機会の内容など、具体的に示されているか。	

		(4)活動場所提供及び活動促進業務	5 点
		平等に利用できるような提案がされているか。	
		(5)団体相互ネットワーク構築業務	5 点
		支援公益活動団体を把握し、多方面に及ぶネットワークが構築できる可能性があるか。	
5	本業務に対する考え方	本業務の目的及び支援センターとして担う役割が理解できているか。	5 点
6	特筆すべき独自の工夫・提案	標準仕様で求める内容に加え独自の有効な提案がされているか。	5 点
7	業務遂行能力	受託期間を通じて業務を実施する能力を有しているか。	5 点
8	プレゼンテーション	提案内容を明確かつ簡潔に表現し、業務に対する意欲が感じられるか。	5 点
9	雇用形態	従業員が富田林市民であるか。	5 点
10	総合評価	提出書類、プレゼンテーション等、全体を通じての加点。	5 点
11	事業見積額	見積金額を基に、下記算式により算定する。 得点＝（1－見積額÷提案上限額）×30（小数点以下切り上げ）	30 点
合計			100 点

（４）欠格事項

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

- ①選定審査に関する不正な要求等を申し入れた場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③本要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ④その他不正行為があった場合

（５）その他

選定委員会は応募者が１者の場合でも受託候補者となりえるかを審査します。

９．契約の条件等

本市と選定された受託候補者は、仕様及び価格等について協議したうえでその内容を決
定し、契約を締結するものとします。ただし、受託候補者と協議が整わない場合は、次点
受託候補者と協議することとします。

また、本契約は長期継続契約をもって締結するため、令和８年度以降の富田林市の歳出
予算の当該契約金額において減額又は削除があった場合には契約を変更し、又は解除する

ことができます。これによって、富田林市が契約を変更又は解除した場合、当該契約金額（支払済みの金額を除く。）を限度として、現実に生じた損害を富田林市に請求することができます。

（１）契約方法

本業務の契約方法は、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号による随意契約とします。

（２）委託料の支払い

当月分を翌月１回払い、年１２回の支払いとします。

（３）その他

本業務の実施にあたっては、本市と十分協議し、仕様、スケジュール、その他必要な事項を決定すること。

１０．その他

（１）資格の喪失

次の事項に該当する場合は、応募資格を失い、既に提出された申請は無効とします。

- ①応募資格要件を満たさなくなったとき。
- ②本プロポーザル方式実施要領及び本募集要項に定められた事項によらず申請書等が提出されたとき。
- ③提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- ④本プロポーザル方式において、不正行為が行われたことが判明したとき。
- ⑤その他関係法令に違反する行為が判明したとき。

（２）費用負担

本応募申請に係る諸経費等は、全て応募者の負担とします。

（３）その他留意事項

- ①原則として、提出された書類等は返却しません。
- ②提出期限終了後の書類の提出、再提出、差し替えは認めません。
- ③提出された書類は、本プロポーザル方式実施の目的以外に使用しません。
- ④提出された書類は、本プロポーザル方式実施の範囲内で複製することがあります。
- ⑤提出書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属します。
- ⑥参加及び不参加を問わず、本プロポーザル方式の実施において知り得た情報（周知の情報を除く）は、目的以外に使用し、又は第三者に開示もしくは漏洩してはならない。
- ⑦各提出書類は、令和７年４月１日時点の状況において作成してください。

（４）異議申し立て

本プロポーザル方式の実施及び審査結果に対する異議は一切認めません。

以上